

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出  
霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

上之段地区住民の利便性の向上、地域の活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書

鹿児島県 霧島市国分上之段 上之段辺地  
(辺地の人口 258人 面積 8.6km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
霧島市国分上之段
- (2) 地域の中心の位置  
霧島市国分上之段字大丸1535番地
- (3) 辺地度点数  
121点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、国分地区の東部に位置し、中央を宮崎県へ至る国道10号が横断している。

また、養鶏を中心とした国分地区の営農地帯であり、水田や畑作を中心とした農業も盛んである。

国道10号を路線バスが運行しているものの、集落内の公共交通機関としては週2日のふれあいバスのみで、市街地をはじめ医療機関、郵便局等への交通手段については、ほぼ自家用車に頼らざるを得ない状況にある。

(1) 道路・橋梁

本地域の市道整備については、これまで狭小な道路の解消を図ってきたが見通しの悪い道路曲線部が未整備となっている。未整備区間は、木場集落や丸尾集落などの養鶏農家等の大型車両が一般車両と離合する際の安全性に欠けている状況にある。また降雨時には浸食により法面や路肩が崩れ、災害が発生しやすいため防災上の観点からも適切な対応が望まれている。

このため、本事業を行うことにより、交通の安全性の確保や集落間の移動時間短縮が図られるとともに、災害面での不安が解消されることにもつながり、地域住民の利便性の向上や生活の安定化だけでなく、地域産業経済の活性化に関しても期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋梁	霧島市	200,000	0	200,000	200,000
合計		200,000	0	200,000	200,000



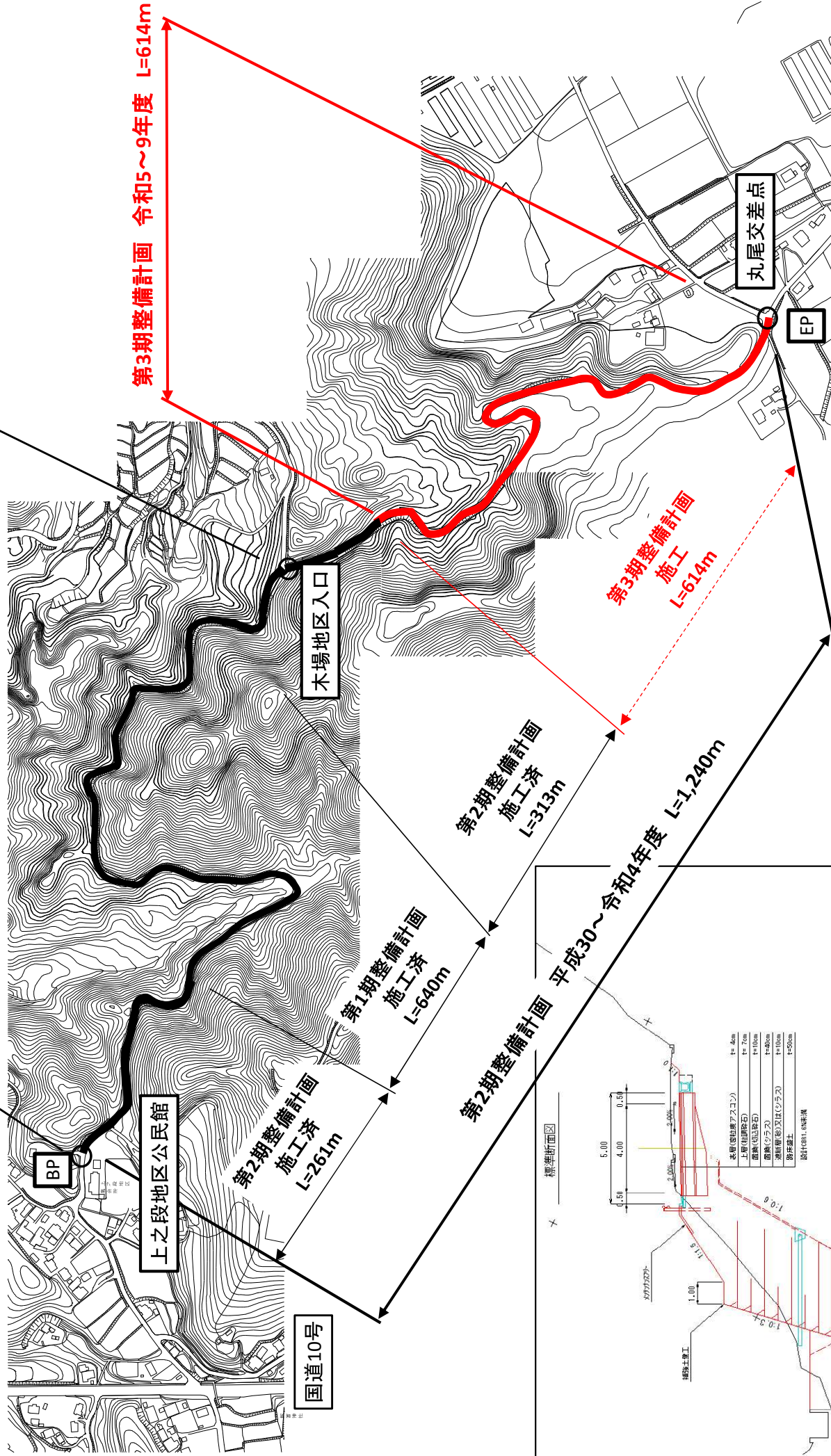
# 位置図





辺地対策事業 上之段～塚脇線  
道路改良工事 令和5年度～令和9年度

第1期整備計画 平成25～29年度 L=1,030m



第3期整備計画 令和5～9年度 L=614m

第3期整備計画  
施工 L=614m

第2期整備計画  
施工済 L=313m

第1期整備計画  
施工済 L=640m

第2期整備計画  
施工済 L=261m

第2期整備計画 平成30～令和4年度 L=1,240m

BP

上之段地区公民館

国道10号

丸尾交差点

EP

